

## 「おまとめフリーローン」ローン契約規定(金銭消費貸借契約)

借主及び連帯保証人は、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

**第1条(適用範囲及び契約の成立)** 1. この約定は借主が株式会社福邦銀行(以下「銀行」といふ)に対して負担する債務の履行について適用するものとします。2. 本ローン契約(以下「本契約」といふ)は、銀行が表記借入金額を借主に対し交付した時に成立するとともに、

**第2条(元金返済額等の自動支払)** 1. 据置期間中 据置期間中は払払いのみとします。2. 据置なし又は(1)借主は、元金返済のため、毎月の表記返済日(返済日が休日の場合は、その翌営業日とし、以下「各返済日」といふ)までに毎月の元金返済額(半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預入れおくものとします。(2)銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元金返済済額の返済にあつては、但し、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済用預金口座からの払戻しは行わないものとします。(3)毎回の元金返済済相当の預入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前号と同様の取扱いができるものとします。(4)銀行は、本契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払戻しの上、これに充当することができるものとします。

**第3条(繰上返済)** 1. 借主が、本契約による債務を期限前に繰上げて返済できる日(以下「繰上返済日」といふ)は、各返済日とします。2. 借主は、前項に基づいて繰上返済をする場合、繰上返済日の7日前までに銀行へ通知する必要があります。3. 借主は、繰上返済により半年毎に増額返済分の未払利息がある場合には、当該未払利息を繰上返済日に支払ふものとします。4. 借主は、繰上返済をする場合、銀行所定の手数料を支払ふものとします。5. 借主は、一部繰上返済をする場合、前4項による他、下表の定めに従ふものとします。

	毎月返済のみの場合	半年毎の増額返済併用の場合
繰上返済できる金額	繰上返済日に続(月)単位の返済元金の合計額	下記との合計額 繰上返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 繰上返済日に続く6ヵ月後までの期間中の半年毎増額返済元金
返済期日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する利率は借入事項記載通りとし、変わらないものとします。	

**第4条(期限前の全額返済義務)** 1. 借主は、借主に対して次の各号の事由が一つでも生じた場合、銀行から通知催告等がなくとも本契約による債務全般について期限の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。(1)借主が返済を遅延し、次の返済日までに元金返済済額(損害金を含む)を返済しなかったとき(2)借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき(3)借主が支払いを停止したとき(4)借主が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき(5)借主が強制執行、仮処分、仮差押、滞処処分等の申立を受けたとき(6)借主が破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の裁判上の倒産手続きの申立を受けもしいは自ら申請したとき2. 借主は、借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合、本契約による債務全額について期限の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。(1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき(2)借主が本契約の規定に違反し、その違反が重大であるとき(3)前各号の他、借主の信用状態に著しい変化が生じること、元金(損害金を含む)の返済ができないなる相当の事由が生じたとき

**第5条の1(銀行からの相殺)** 1. 銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は前条によって返済しなければならない債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。2. 銀行は、前項の相殺ができる場合には、借主に対する事前の通知を省略し、借主に代って預預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。3. 前2項によって相殺をする場合、銀行及び借主の債権債務の利息及び損害金等の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによらず、但し、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割りで計算します。

**第5条の2(借主からの相殺)** 1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。2. 前項によって相殺するには、相殺計算を実行する日は各返済日より、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰上げ等については第3条に準じるとともに、この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印し直ちに銀行に提出するものとします。3. 第1項によって相殺する場合、銀行及び借主の債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによらず、

**第6条(債務の返済等に充当する順序)** 1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債権があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務と相殺するかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。2. 借主から返済又は相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債権があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。尚、借主がどの債務又は相殺に充当するかを指定しなかったときは、銀行が指定することができるものとします。3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅滞が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく(異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮しどこの債務の返済又は相殺に充当するかを指定する)ことができ、4. 第2項の尚書又は第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

**第7条(担保)** 借主は、借金の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく銀行に通知するものとし、銀行から請求があったときは、直ちに銀行の承認する連帯保証人となり、又は相当の担保を差入れるものとします。

**第8条(代り証書等の差入れ)** 借主は、事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、銀行の請求によって遅滞なく(代り証書等を差入れる)ものとします。

**第9条(印鑑照合)** 借主は、本取引にかかわる諸書類その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないことを認め取扱ったときは、それらの書類及び偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。

**第10条(届出事項)** 1. 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他銀行に届出た事項に変更があつたときは、直ちに銀行に書面でも届出るとともに、尚、借主は、銀行が当該変更事項を保証書に通知することを予め異議なく(承諾)するものとします。2. 借主は、前項の届出を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となるまで、銀行が通常到達すべき時に到達したとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

**第11条(成年後見人等の届出)** 1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届出るとともに、また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に直ちに届出るとともに、2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届出るとともに、3. 借主又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合も前2項と同様に届出るとともに、4. 借主又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出るとともに、

**第12条(費用の負担)** 本契約に基づ(取引に関し、権利の行使又は保全に要した費用は借主が負担するものとします。

**第13条(公正証書作成義務)** 借主は、銀行の請求があるときは、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをとるものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

**第14条(報告及び調査)** 1. 借主及び連帯保証人は、銀行から担保の状況並びに借主及び連帯保証人の信用状態について、資料の提供又は報告を求められたときは、直ちにこれに協力するものとします。2. 借主及び連帯保証人は、担保の状況、又は借主又は連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき(1)は(生じるおそれのあるときは、直ちに銀行に報告するものとします。

**第15条(反社会的勢力の排除)** 1. 借主及び連帯保証人は、借主(借主が法人にあつてはその代表者を含む)又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して(1)第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことと確約するものとします。(1)暴力団員の要求(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為3. 借主又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号の何れかに該当し、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が認めたときは、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失ひ、直ちに債務を弁済します。4. 前項の規定の適用により借主又は連帯保証人に損害が生じた場合であつても借主又は連帯保証人は、銀行に対して何ら請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときは、借主又は連帯保証人はその損害賠償責任を負ふものとします。

**第16条(連帯保証)** 1. 連帯保証人は、借主が本契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して履行の責を負ひ、その履行については、本契約に従ふものとします。2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、何れかによって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、本契約による残債務又は連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利又は順位を銀行に無償で譲渡するものとします。5. 連帯保証人が借主と銀行との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約より変更されないものとし、又、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が借主と銀行との取引について、将来他に保証した場合にも同様とします。6. 銀行が連帯保証人に対して行った履行の請求は、借主に対してはもその効力が生じるとともに、

**第17条(準拠法・合意管轄)** 1. 本契約並びに本契約に基づく諸契約及び諸取引の契約準拠法は日本法とします。2. 本契約に基づ(諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴訟等)のいかなにかかわらず、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

**第18条(契約の変更)** 1. 銀行は、民法第548条の4の定めに従ひ、予め、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。2. 前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特約がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

## 「おまとめフリーローン」保証委託約款

委託者は株式会社福邦銀行(以下、「甲」といふ。))との金銭消費貸借契約(証書貸付)に基づく債務の保証をアール株式会社(以下、「乙」といふ。))に委託することにつき、次の各条項を確約します。

**第1条(保証委託)** 1. 委託者は、乙に、甲との間記の要項による金銭消費貸借契約(証書貸付)に基づく(債務の保証を委託します。2. 前項の保証は、甲乙の間約定に基づいて行われるものとします。3. 委託者は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続きを遂行することを表明し、これを保証します。

**第2条(保証料)** 委託者が前条第1項の保証により借入をするときは、乙所定の保証料を甲乙間で定める支払方法に従い支払します。

**第3条(担保の提供)** 1. 委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたてたまたは相当の担保を差入れます。2. 乙に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価額等により乙において処分できるものとします。

**第4条(求償権の事前行使)** 1. 委託者が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第6条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。仮差押、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始申立があつたときまたは清算の手続きに入ったとき 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき 届出した手形・小切手・電子記録債権が不渡となったとき 担保物件が滅失したとき 債務の一部でも履行を遅滞したとき 甲または乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき 乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき2. 前項より求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づ(抗弁権を主張しませんが、担保がある場合にも同様とします。

**第5条(中止、解約)** 1. 委託者が前条第1項の各号の一つに該当しまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者の同意なくに保証を中止または解約することができ、委託者はこれに異議を述べないものとします。2. 委託者は、前項により乙から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、乙に負担をかけないものとします。

**第6条(代位弁済)** 1. 委託者が甲に対する債務の全部または一部を履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は委託者に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済するものとし、委託者はこれに異議を述べないものとします。2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、委託者が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

**第7条(求償権の範囲)** 乙が前条第1項の弁済をしたときは、委託者は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還まで年14.6%の割合による遅延損害金ならびに弁済するにあつて要した費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は、1年を365日(閏年は年366日)とした日割計算によるものとします。

**第8条(弁済の充当順序)** 委託者の乙に対して弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充たされても異議ありません。なお、委託者については、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

**第9条(調査・報告)** 1. 委託者の氏名、住所、電話番号、職業等の事項について変更があつたときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。2. 委託者が前項の通知を怠つたため、乙が委託者から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。3. 財産・経営・業況等について乙から請求があつたときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。4. 乙が委託者について、その財産、収入、信用等を調査して委託者はこれに異議を述べないものとします。5. 委託者の財産の調査については、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することに同意します。6. 委託者の所在地の調査については、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、住民票および戸籍謄(抄)本を請求することに同意します。7. 財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。8. 乙の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを行います。

**第10条(費用の負担)** 乙が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分を要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

**第11条(借入約定)** 乙の保証により甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した金銭消費貸借契約(証書貸付)の各条項に従ふものとし、金銭消費貸借契約(証書貸付)の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

**第12条(契約の変更)** 金融情勢の変化、その他相当の事由により、第1条第2項の契約内容について、その変更がなされたときは、変更後の契約内容が適用されることに同意します。

**第13条(求償権の譲渡)** 乙は、第7条に定める求償権を、委託者の同意なく、いつでも第三者に譲渡することができます。

**第14条(管轄裁判所の合意)** 訴訟行為については、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所を以て専断的合意管轄裁判所とします。